（官民連携国際旅客船受入促進協定の基準）

第十五条の十五　法第五十条の十八第六項第二号（法第五十条の十九第四項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　法第五十条の十八第五項第二号に掲げる事項が、国際旅客船拠点形成計画に適合すること。

二　法第五十条の十八第五項第四号に掲げる有効期間が、不当に長いものではないこと。

三　法第五十条の十八第五項第五号に掲げる措置が、官民連携国際旅客船受入促進協定に違反した者に対して不当に重い負担を課するものではないこと。

（官民連携国際旅客船受入促進協定の公告）

第十五条の十六　法第五十条の十九第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　官民連携国際旅客船受入促進協定の名称

二　協定国際旅客船受入促進施設の名称及びその所在地

三　官民連携国際旅客船受入促進協定の有効期間

四　官民連携国際旅客船受入促進協定の縦覧又は官民連携国際旅客船受入促進協定の写しの閲覧の場所

（料率を記載した書面の提出を要する料金）

第十五条の十七　法第五十条の二十一の国土交通省令で定める料金は、協定民間国際旅客船受入促進施設を構成する旅客施設及びこれに附帯する臨港交通施設の利用に関するものとする。

（直轄工事の対象とする港湾施設）

第十五条の十八　（略）

2～4　（略）

（法第五十二条第二項第三号の国土交通省令で定める施設）

第十五条の十九　（略）

（港湾計画の軽易な変更の特例）

第十七条の八　法第五十四条の三第一項の規定による申請が見込まれ、かつ、港湾管理者が同条第二項の規定により認定しようとする特定埠頭の運営の事業に係る港湾計画の変更についての第一条の九第五号の規定の適用については、同号中「含む。）」とあるのは、「含み、法第五十四条の三第一項の規定による申請が見込まれ、かつ、港湾管理者が同条第二項の規定により認定しようとする特定埠頭の運営の事業に係る特定埠頭を構成するものを除く。）」とする。

（港湾広域防災施設）

第十八条の三　法第五十五条の三の二第一項の国土交通省令で定める港湾施設は、港湾環境整備施設（第十五条の十八第三項第二号括弧書に規定するものに限る。）及び非常災害が発生した場合において当該施設と一体的に使用する港湾施設（同項第一号及び第四号に掲げるものを除く。）とする。

（法第五十五条の三の三第二項の国土交通省令で定める事項）

第十八条の五　法第五十五条の三の三第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　国土交通大臣が管理する港湾施設（以下この条において「大臣管理施設」という。）が設置されている港湾の名称

二　大臣管理施設が設置されている港湾の港湾管理者の名称

三　大臣管理施設の種類、名称及び所在地

四　国土交通大臣が大臣管理施設について行う管理の内容

（新設）

（新設）

（直轄工事の対象とする港湾施設）

第十五条の十三　（略）

2～4　（略）

（法第五十二条第二項第三号の国土交通省令で定める施設）

第十五条の十四　（略）

（港湾計画の軽易な変更の特例）

第十七条の八　法第五十四条の三第一項の規定による申請が見込まれ、かつ、港湾管理者が同条第二項の規定により認定しようとする特定埠頭の運営の事業に係る港湾計画の変更についての第一条の六第五号の規定の適用については、同号中「含む。）」とあるのは、「含み、法第五十四条の三第一項の規定による申請が見込まれ、かつ、港湾管理者が同条第二項の規定により認定しようとする特定埠頭の運営の事業に係る特定埠頭を構成するものを除く。）」とする。

（港湾広域防災施設）

第十八条の三　法第五十五条の三の二第一項の国土交通省令で定める港湾施設は、港湾環境整備施設（第十五条の十三第三項第二号括弧書に規定するものに限る。）及び非常災害が発生した場合において当該施設と一体的に使用する港湾施設（同項第一号及び第四号に掲げるものを除く。）とする。

（新設）